

資格審査委員会規程

(総 則)

第1条 社団法人日本クレ射撃協会（以下本会という）定款第40条及び定款の施行についての細則（以下定款細則という）第6項第5号に基づき設置された資格審査委員会に関することを定める。

(事 業)

第2条 資格審査委員会は、下記の事業を行う。

- (1) 登録会員の資格審査に関する事項
- (2) 国際射撃スポーツ連盟、アジア射撃連合、アジアクレ射撃連盟、
（公財）日本体育協会及び（公財）日本オリンピック委員会の指導
に基づくアマチュア関係規定の整備制定及び周知徹底
- (3) 加盟地方協会、役員、選手の資格審査に関する事項
- (4) その他、資格審査に関する事項

第3条 資格審査委員会は、前述の事業のほかに、本会会員全般にわたる資格審査に関連する重要な事案について、理事会に対し意見を具申すると共に理事会の諮問に応ずる。

(委 員)

第4条 資格審査委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長	1名
副委員長	若干名
委員	若干名

第5条 委員長、副委員長及び委員は、本会定款細則第5項第2号及び第3号に基づき選任される。

第6条 委員長は、委員会を代表し、資格審査に関する会務を掌理する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員会は、委員会の目的を達成するための事業について決議する。
3. 委員会は、毎年度1回以上開催し、委員長が議長となる。

(正副委員長会議)

第8条 正副委員長会議は、委員長、副委員長をもって構成する。

2. 正副委員長会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
3. 緊急を要する事案を決議しようとするとき、委員会の招集開催が困難な場合は、正副委員長会議において決議することができる。

(委員会等への出席)

第9条 本会会長、副会長、専務理事は必要により、正副委員長会議及び委員会に出席して意見を述べることができる。

(登録会員の権利の保留)

第10条 委員会は、事実関係を調査した上で、登録会員が、会員資格の要件を満たしていないと疑うに足りる相当な理由がある場合、当該会員が有する本協会における権利の一部又は全部を保留することができる。

2. 委員会は、倫理規定第6条第4項に基づき、倫理委員会が、登録会員に対して、重大な倫理規定違反行為を行ったと疑うに足りる相当な理由があるとして調査を行った場合、当該会員に対する処分が決定するまでの間、当該会員が有する本協会における権利の一部又は全部を保留することができる。
3. 第1項及び第2項により、権利の一部又は全部を保留された者は、委員会に対して、留保された権利の行使について許可申請を行うことができる。この場合、委員会は、当該会員の違反の程度、違反の是正状況、当該会員の反省の程度等諸般の事情を考慮し、留保されていた権利の行使を許可することができる。

(規定の変更)

第11条 この規定は委員総数の2分の1以上が出席する委員会の3分の2以上の同意により変更することができるが、理事会の承認を経なければならない。

付 則

1. この規定は、平成2年4月1日より施行する。
2. この規定は、平成25年7月9日より改正施行する。